

小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業をいう。）において骨髄及び末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等を提供する者の休業による経済的負担の軽減をし、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 骨髄等ドナー

骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者をいう。

(2) 事業所

骨髄等ドナーが勤務する企業・団体等をいう。

(3) ドナー休暇制度

事業所に勤務する者が、骨髄等移植のための骨髄等の提供者として必要な通院、入院又は面談のため、有給で休暇を取得できる制度をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 骨髄等ドナーであり、これを証明する書類の交付を受けた者

(2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 事業所に勤務する者又は自営業者

(4) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等又はこれらの者と密接な関係を有する者

(助成内容)

第4条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院又は面談（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。

2 前項の通院、入院又は面談とは、次に掲げるものをいう。

(1) 健康診断又は自己採血のための通院又は入院

(2) 骨髄等の採取のための入院

(3) 前2号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

3 第1項の日数には、次に掲げる日は含まないものとする。

(1) 事業所等が定める休日

(2) ドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日

(交付申請)

第5条 骨髄等の提供者のうち助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。次条において「申請者」という。）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日（提供に係る入院をして退院した日をいう。）から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類

(2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類

(3) 市税を滞納していないことを証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、交付を決定したときは、小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項において交付決定があった場合における小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）第12条の規定の適用については、前条の申請書の提出をもって実績報告がなされたものとみなす。

3 前項において実績報告がなされたものとみなした場合における小郡市補助金等交付規則第13条の規定の適用については、第1項の交付決定をもって助成金の額を確定したものとみなす。

4 市長は、助成金の不交付を決定したときは、小郡市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に行った骨髄等の提供について適用する。

様式第1号（第5条関係）

小郡市骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）小郡市長あて

申請者 住 所 〒

（フリガナ）

氏 名

Ⓜ

生年月日

電話番号

小郡市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第5条の規定により助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請（請求）します。

1 申請内容

①申請金額	円（対象日数 日）					
②骨髓等の提供に係る通院 又は医師等との面談日	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
③骨髓等の採取に係る入院 期間	年	月	日から	年	月	日まで（ 日間）
	年	月	日から	年	月	日まで（ 日間）
	年	月	日から	年	月	日まで（ 日間）
④上記のうち休日						
⑤ドナー休暇利用日						
⑥骨髓等の提供を完了した 日及びその日の住所	完了日	年 月 日				
	住 所					

※対象日数は、②、③の合計日数から、④、⑤の合計日数を減じた日数を記入してください。

※申請金額は、対象日数に2万円を乗じた金額（上限額20万円）を記入してください。

2 請求内容（次の口座への振込みを依頼します。）

金融機関名			銀行 信用組合・信用金庫 農協・漁協	本店 支店 出張所				
預金種目	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※提供者本人以外の口座には振込できません。口座番号は右詰めでご記入ください。

3 同意及び確認事項 にチェック を付けてください。

私は、審査に必要な情報について公簿（住民基本台帳）を確認されることに同意します。

私は、小郡市暴力団等排除条例第2条第1号に規定する暴力団等又はこれらの者と密接に関係を有する者ではありません。市が必要な場合は、警察に照会することに同意します。

私は、他の法令等による同種同類の助成金等の交付を受けていません。

年 月 日

署名 _____

【添付書類】

- 1 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- 2 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- 3 市税を滞納していないことを証明する書類（市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書）
- 4 申請者が属する企業・団体等が発行する以下の内容を証する書類
 - （1）対象期間中の申請者の休日
 - （2）対象期間中に申請者がドナー休暇を取得した日
- 5 振込先口座が確認できる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

様

小郡市長

小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小郡市骨髄等移植ドナー助成金については、以下のとおり交付を決定しましたので、小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

対象者氏名

交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

上記の金額を、様式第1号「小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書」に記載された金融機関口座へ振り込むことにより交付するものとする。

様

小郡市長

小郡市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小郡市骨髄等移植ドナー助成金については、以下の理由により不交付と決定しましたので、小郡市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

不交付の理由